

第四〇〇〇七九〇号

認定証

千葉県柏市東上町二丁目二四番

株式会社ラインコネクト

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず、警備業の要件を備えて

いることを認定する。

有効期間

平成三〇年 六月二十九日から
平成三五年 六月二十八日まで

千葉県公安委員会

